

## 平成30年度第1回日進市特別職報酬等審議会議事録

日 時	平成30年11月2日(金) 午後2時から午後3時まで
場 所	市役所 本庁舎4階 第1会議室
出席者	委員：内藤勲委員(会長)、三浦潔委員(副会長)、山本恵委員、市川豊委員、 浅井弘視委員、佐藤里美委員、伴律子委員、岩佐智生委員 事務局：萩野敬明(企画部長)、辻武(企画部調整監)、萩野一志(人事課長)、 太田玲子(人事課課長補佐)、鈴木亜宙(人事課給与厚生係長)
欠席者	土井徹委員
傍聴の有無	有(3名)
開会(司会進行：事務局)	
市長あいさつ	
任命式・諮問	
自己紹介	
傍聴承認	委員に傍聴の可否を諮り承認した。
会長の選出	委員の互選により内藤会長を選出。会長挨拶。
副会長の指名	副会長として三浦委員を指名。副会長挨拶。
議題：特別職の報酬等の額について(議事進行：会長)	
会 長	それでは、議事に入りたいと思います。まず、本日の議事に関する議事録署名者を指名させていただきます。名簿の順に、山本委員と市川委員の2名にお願いしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。今日は、事務局からの資料の説明と各委員からの質疑応答を中心に会議を進めたいと思います。次回審議の際に、答申に向けた額改定の必要性の有無等について、各委員に意見をお伺いするスケジュールとしております。それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。
事務局	資料の説明を行う。
会 長	ただいま事務局から説明がありましたが、かなり色々な資料がありましたので、よく分からないという点もあるかと思えます。この説明について、ご質問、ご意見等があればお願いします。
委 員	この資料のなかで説明がなかった点についてでも問題はありますか。
会 長	どのような点になりますか。
委 員	2点ありまして、まず1点目は、5ページの日進市議会の議員の報酬に関する条例の第5条の費用弁償の旅費に関する点です。第2項が市長の例を適用するで、第3項が一般職員の例によるとなっておりますが、第1項に議員が職務を行うために旅行した場合と書いてありますので、通常は第2項が適用されると思いますが、第3項が適用される例はあるのでしょうか。

事務局	この条文の読み方としては、旅費に関する額については、宿泊料等が定額で定められているため、その点については市長の例を適用しますが、それ以外の支払に関するルール等については、一般職の旅費の条例に規定された内容に基づき支払いを行うということとなります。
委員	もう一点が資料22ページの6政務活動費についてですが、新聞等がよく報道されており、私自身関心を持っているのですが、これを見ますと、月額1万2500円ということで、新聞報道ですと月額10万・20万と支給されているようであり、少し少ないように思うのですが、県内の平均とか他市の例とかは分かるのですか。
事務局	現在資料を持ち合わせておりません。
委員	分かりました。それは結構ですが、21ページの視察等の実施状況ですが、これは先ほどの旅費で支給されるのか、それとも政務活動費で支給されるのですか。もしくは、いずれかということですか。
事務局	公式の視察に関しては、旅費で対応するものとなります。
委員	最後の質問となりますが、旅費とか政務活動費で議員の活動は賄われていて、議員報酬を使って、自腹をきって、議員活動をされることはないということでしょうか。
事務局	公式なものは旅費がでますし、それ以外の活動は政務活動費のなかで行われていると考えております。
委員	ということは、議員報酬は純粋に議員さんが給料として受け取られるものという理解でよろしいですか。
事務局	はい。
会長	その他にございますか。
委員	旅費の規定や旅費金額の見直し状況が分かれば、教えてください。
事務局	昼食代に相当する日当を県内の市では払っている自治体もありますが、その日当を廃止した改正が最近行った改正となります。
委員	そうすると東京から帰ってきても、日当はでないということですか。
事務局	たとえば、東京に宿泊を要する出張に行かれる場合には、1泊の宿泊料と東京までの運賃は支払われますが、昼食代や旅行雑費という主旨で支給されていた日当は日進市では廃止をしております。
委員	ここから東京まで会議に行って、その日に戻ってくる場合は、日当はつかないですね。
事務局	はい、つきません。
委員	では、いまのような例はどうなるのですか。
事務局	日帰りの旅行の場合には、実費でかかった運賃のみの支払をしております。これについては、特別職、議員、一般職員全てで同様の運用をしております。
会長	その他にございますか。

委員	議長・副議長・一般議員の報酬に差がある理由が分からない。なぜ、差がついているのでしょうか。
事務局	議長・副議長については、公務も多くありますので、そういった点を踏まえています。
委員	市からの要請によって動かなければならないことも多いからということですか。
事務局	そういった点を含め、活動の内容の違いが報酬の差につながっているという認識をしております。
委員	人事院勧告で国が上げる・下げると市長や特別職が上がるという連動性は義務ではないと思うのですが、国が上がったらこうしますというような定義とかがあるのですか。
事務局	特に明確な決まりがあるわけではありませんが、現状としては期末手当については、人事院勧告に連動させて、今年度では0.05月分の引き上げを進める予定です。給料額については、こういった状況があるということを委員の皆様にご存知いただくなかで、ご判断をいただければという意味で載せており、連動させる義務があるとか人事院勧告が上がったから必ず上げなければならないということではありません。
会長	給料については連動していない年も多くて、期末手当については連動しているということが14ページの資料で確認できるかと思います。その他いかがでしょうか。結構いろんな資料がありましたので、理解できないという部分もあるかと思いますが、何かありますでしょうか。
委員	何のために上げるのかどうしても理解できない。窓口の手数料も上がっているし、くるりんばすの料金も上がっているなかで、特別職の給料を上げる必要があるのか。一般市民は値上げになった料金を支払わなければならないなかで、特別職の給料は上がるというのはちょっと理解できない。
会長	上げる上げないの審議をし、諮問するのが本審議会であり、最終的に決定するのは議会です。上げる上げないのご意見の前に、本日は資料をご理解いただきたいと思います。この資料とその他の情勢等を含めてお考えいただき、次回までに上げるべきもしくは下げるべき、または据え置きといったご意見をいただければと思います。まずは、資料を見ていただいて何かあればと思います。また、よく分からない点があるようならば、事務局に確認すれば説明していただけるということによるのでしょうか。
事務局	今後個別に質問があれば説明した上で、次回の審議の際に必要な情報については、委員の皆様にも情報提供をさせていただきます。
委員	平成29年度に報酬額の改定を行っていますが、改定を行う前の財政力指数と改定後の財政力指数はどういった状況でしょうか。
事務局	資料33ページのグラフのとおり、審議会が開催されていた平成27、28年以前は1を下回る数値でしたが、平成28年には1.02、平成29年には1.04となっております。
委員	実際の引き上げは、平成29年4月1日だと思いますが、平成30年数値はまだ出ないのでしょうか。

会 長	平成28年の段階からすると、財政力指数は改善されているということですね。
事務局	微増ということになります。また、30年数値は公表されていません。
会 長	一応改善されたということですね。特別職の給料だけで決まるわけではないと思いますが、特に今ないようでしたら、先ほどお話したとおり、この資料をご理解いただいて、特別職と議員の報酬について、来年度に向けて、上げたほうが良い、据え置き、下げたほうが良いなどのいろんなご意見があるかと思いますが、そのご意見を出していただくための資料のなかで分からない点があれば事務局に質問していただきたいと思います。次回までに資料を読み込んでいただいて、お考えていただき、答申に向けた審議を進めていきたいと思います。こういった形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。
委 員	反対意見なし
会 長	では、今回は報酬額を改定する必要があるのか、ないのか、額を改定するとすれば、上げるほうなのか下げるほうなのかどれ位なのかということになりますが、報酬額の改定の有無等について、各委員からご意見をいただくという形にしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上をもちまして、第1回特別職報酬等審議会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局	委員の皆様におかれましては、貴重な時間をいただき、ありがとうございました。 繰り返しになりますが、今回は12月25日火曜日午後3時、本庁舎4階第2会議室にて開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。
閉会	